

第2回 歯科医師の資質向上等に関する検討会	資料3
平成27年10月8日	

各ワーキンググループにおける構成員の発言等を踏まえた現時点の論点整理（たたき台）

1 歯科医師の需給

(1) 歯科医療を取り巻く状況を踏まえた対応について

1) 歯科医療の需要について

1) -1 人口動態との関係について

- 少子高齢化の進展により、当面高齢者は増加するものの、約30年後に高齢者人口も減少することを勘案し、需要と供給の相互の関連性をみながら、歯科医師の世代間ギャップが生じないような養成を考える必要がある。

1) -2 各分野の需要について

- 小児のう蝕は減少しているものの受診率は減少しておらず、高齢者の歯の本数が増えて受診率が向上している。需要については人口減少よりは相対的に高めに推移すると予想。
- 在宅歯科医療の在宅歯科医療の需要については、与えられた条件によって試算は変わるものの、当面需要の増加が予想される在宅歯科医療等の社会的なニーズを実効化するための財政措置が必要。
- 他方、歯科疾患の罹患状況等の改善により今後は治療よりも予防の需要が増加し、歯科衛生士の役割も多いに発揮されることが期待。

1) -3 多様化する患者ニーズについて

- 多様化する患者ニーズに対して、歯科医師・歯科医療機関がどの程度の経験・専門性があるのかを周知する必要がある。

2) 歯科医療の供給（提供）について

2) -1 人口動態との関係について

- 日本の人口が減少するという前提で、少子化の影響により大学全入時代となっていること等を考慮して、多くの大学が教育も含めて供給体制について検討を行わなければいけない時代になっている。

2) -2 歯科医療の提供体制や診療形態等について

- 現在の診療形態がどのように変化していけば多様化する国民のニーズに対応できるのかシミュレーションが必要。なお、歯科診療所はほとんどが無床診療所で小規模事業所であることから、少人数で経営、医療安全、医療倫理等の全てを担わないといけないため、地区歯科医師会や診療所がグループ化するなど機能分化が必要。

※今後の議論を踏まえて更に具体的な内容を追記予定

- 受診患者の高齢者により、様々な状況に即応できる「かかりつけ機能」が重要である。また、歯科医療を提供する場としては、歯科診療所のみならず、様々な場が考えられ、基礎疾患を有する患者に対して口腔機能の管理を進めるため病院における歯科の具体的な関わり方などを示すことが重要。

※今後の議論を踏まえて更に具体的な内容を追記予定

2) -3 歯科医師の養成・確保について

- 新規参入数については、数字ありきで議論されるものではないが、今入学定員を減らしても結果は7年後にしか成果は出てこない。18歳人口が減少する中で人口動態も踏まえた適切な入学定員の設定が必要。
- なお、入学者の選別基準についても、先進諸国の例では歯学部に入る基準が厳しく、それを無視して進級しても本人にとって幸福ではない現実が待ち受けていることを受け止めないと。
- 高齢者のニーズに対応するための育成を行っていくのは供給側(大学)の問題。なお、医科歯科連携を進める観点から臨床研修に関しては歯科単科だけの研修は見直すべき。
- 歯科大学がある都道府県では専門的な診療科があり専門性の高い治療や研修が可能であるが、歯科大学がない都道府県や情報源が少ない歯科診療所等で従事する歯科医師への情報発信、研鑽の場の提供が重要。

2) -4 需給推計について

- 需給推計については、これまでの歯科医師のモデルで推計されているため、考え方の見直しが必要。なお、定量的に推計が難しい内容については定性的な面も意識して考えていくことも必要。

※今後の議論を踏まえて更に具体的な内容を追記予定

3) 歯科医師のキャリアパスについて

- 歯科医師の大部分は歯科診療所の開設・管理者となっているが、高齢社会を迎え、今までとは違った形の診療形態が必要とされており、次世代を担う歯科医師が、学生時代に臨床研修修了後の歯科医師像やその後の歯科医師像について現状と異なるようなキャリアパスが描けるような対応が必要。
- 医科歯科連携が進む中で、病院で働くための教育や研修を整備するなど、国民が期待する役割に沿って様々な働き方が選択できるような制度設計が必要。

(2) 歯科医師養成課程において、基本的資質を有さない学生や歯科医師国家試験を繰り返し受験する者への対応について

- 歯科医師の養成課程において、途中でドロップアウトする学生は早い時期に違う方向を考えさせることが必要。なお、キャリアを変更する道の情報提供については、教育機関や職業団体から行うしかない。
- 受験回数制限について、累積合格率等から一定の合理性があれば、質の供給を保つために回数制限を行うことに合理性が出てくる。

(3) 大学在学中で習得した知識や技術を活用した他職種での活躍の場について

- 大学を卒業させたのは知識や技術など十分に素養が備わっているわけであり、歯科大学卒業時の選択肢を増やすことも重要。

※今後の議論を踏まえて更に具体的な内容を追記予定

(4) その他、他職種や他分野での需給に関する取り組み等について

- 司法試験では合格者数を増やしたことによって、OJTに近い指導が出来ずに、質が低下しているのではないかという意見が非常に強い。

2 女性歯科医師

(1) 女性歯科医師の増加に伴う歯科医師の働き方やキャリアパスについて

- 小規模事業所である歯科診療所で女性が働きやすい環境・仕組みを作るのは大変であるが、好事例や情報の共有化や管理者としての従業員の雇用等の経営に関する教育面が不足。臨床研修修了後も大学と何らかの関わりを持ち、こうした情報を収集することが重要。
- 歯科医師は医師と比較して開設・管理者が多く、女性歯科医師のキャリアについては、ライフイベントに合わせた様々な働き方、働く場所等のフレキシブルな勤務形態を認めるといふ社会の考え方が必要。
- 社会的なニーズや勤務時間等を勘案した場合に在宅歯科診療は女性歯科医師が参画しやすく、活躍する場として有用であるが、教育や啓発プログラムが必要。
- 医科では専門医の更新や職員のノルマの設定に際して育休をカウントしないなどの配慮があるが、歯科では学会や大学での取組が遅れている。

(2) 結婚・出産等に伴う離職や復職を想定した支援の在り方について

- 女性歯科医師は妊娠・出産等で一時的に離職するケースが想定され、キャリアを伸ばすのに最適なこの時期に継続就労が行えるような支援が重要。なお、近年は高齢者の増加により、介護の負担により離職するケースも報告されており、業務量を減らしてでも働き続けられるような環境整備が求められる。
- 各方面における具体的な取組としては、日本医師会が実施する女性医師支援センターを通じた各種事業等の各方面で取組みが展開されているが、需給バランスの問題等の難しい現状が浮き彫りになっており、社会の基盤を作る必要がある。

※今後の議論を踏まえて更に具体的な内容を追記予定

※1 日本医師会による取組み

…「日本医師会女性医師バンク（平成19年〔2007〕1月30日開設）による就業継続、復帰支援（再研修を含む）をはじめとして、都道府県医師会等との共催により、「医学生、研修医等をサポートするための会」等の講習会を開催し、啓発活動に努めている他、女性医師の相談窓口の設置促進や育児中の医師の学習機会の確保を目的として、各医師会が主催する講習会等への託児サービス併設の促進・補助を実施。

※2 九州大学病院による取組み

…「九州大学病院きらめきプロジェクト」として、女性医療人が出産・育児を担いながらも医療の世界で活躍できる体制や、介護や自身の病気などで常勤医として働くことが困難な医療人もそのキャリアを継続できる体制を創るため、実態調査、プロジェクトに登録しネットワークを構築、登録者に対してライフステージに柔軟に対応した初期研修から復職プログラムまで含む種々の教育研修プログラムをe-ラーニングにより提供等を実施。

3 歯科医療の専門性

(1) 国民が求める歯科医療の多様化に対応した安全・安心な歯科医療について

1) 歯科医師の自己研鑽及び手段について

- 全ての歯科医師が自己研鑽に励み、安全・安心な歯科医療を提供するためには、全体のポトムアップを図るための総合診療医のようなものを設定することが重要。国民が求めているのは専門性の細分化ではない。
- 歯科の専門医について議論するためには、医科との共通点や相違点について整理することが必要であるが、当該制度の導入が、今後、開業医のキャリアパスや動機付けにつながることを期待。

2) 専門性についての情報の在り方について

- 歯科分野における「※¹広告が可能な医師等の専門性に関する資格」や「※²広告することができる診療科名」について混同している者が多く、正確に情報を周知することが必要。
 - ※ 1 口腔外科専門医、歯周病専門医、歯科麻酔専門医、小児歯科専門医、歯科放射線専門医
 - ※ 2 歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
- ホームページ等の宣伝に目に余るものがあり、「広告が可能な医師等の専門性に関する資格」を含め、医療広告ガイドラインについては法的拘束力や罰則を設けるべき。
- 各医療機関について「医療安全対策をとっている（医療法を遵守している）施設」、「自己研鑽を行っている歯科医師」、「掲示されている専門医が信頼に値するものか」等の国民が判断できる材料が必要。

(2) 歯科医療の中で既に位置づけられている専門医について

1) 各学会において認定されている専門医について

- 各学会認定の専門医は、基本的に難症例の紹介などを歯科医師間で行うことを目的としている。なお、歯科医師が専門医名等を見ても、分かりにくいものは、統合・見直しも必要。
- HP 等で質が担保されていないような専門医の広告も散見されるため、国民自身が情報を適切に理解・解釈する能力を向上させることも重要。

2) 専門医の養成・認定・更新について

- 医科の専門医制度は、
 - ・プロフェSSIONAL・オートノミーの理念で制度づくりを実施

- ・従来の制度は、技術認定に重点を置いていたが、新たな制度では医療安全対策等を必須項目としている。
 - ・地域医療における診療科偏在等の問題に鑑み、標榜と専門性との整合性を図るのは現状困難であり、当面は議論しないというスタンス 等
- 医療が高度化されているにもかかわらず歯科診療所で勤務する開業医は専門医の比率が極端に低い。他方で、専門でない者が専門医の広告を行うなど、質の担保されない制度下で認定された専門医が技術・知識のもとで医療が提供されていることはマスコミでも取り上げられた。

3) 新たな歯科分野の専門医の方向性について

※今後の議論を踏まえて更に具体的な内容を追記予定